

## 政治資金・政党助成関係業務の業務・システムの選定について

2008年（平成20年）2月28日

総務省行政情報化推進委員会決定

総務省は、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の趣旨を踏まえ、政治資金・政党助成関係業務を最適化対象業務・システムとして選定し、同指針に沿って必要な見直しを行い、最適化に取り組むこととする。

### 第1 政治資金・政党助成関係業務・システムの概要

#### 1 業務の概要

総務省は、政治資金規正法に基づき、政治団体から各都道府県選挙管理委員会を経由して提出される設立届、異動届等の各種届出書類や収支報告書を受理し、形式審査を行った上で官報に告示している。政治団体の名称、主たる事務所の所在地等の届出事項については、台帳で管理しており、収支報告書については、その要旨が公表された日から3年間保存し、何人もその閲覧を請求することができる。

また、政党助成法に基づき、政党本部から提出される政党届、異動届等の各種届出書類や使途等報告書を受理し、形式審査を行った上で官報に告示している。これら各種届出書類及び使途等報告書については、告示日から5年間保存し、何人もその閲覧を請求することができる。

#### 2 システムの概要

総務省では、平成14年6月に、IT基本法に基づきIT戦略本部で作成された「e-Japan重点計画2002」等の政府全体の方針の一環として、政治資金規正法や政党助成法に基づく各種届出書類や収支報告書等の提出に関する手続きをオンラインにより行えるようにするための「政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム」を構築し、平成17年2月から運用を開始している。

当該システムは、届出や収支報告書のオンラインによる提出のためのe-Gov及び都道府県汎用受付システムとの連携機能に加え、政治団体の届出事項の告示や台帳管理、収支報告書や使途等報告書の要旨公表等の業務処理を支援する機能も有している。

### 第2 選定理由

「政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム」は、最適化の対象とする業務・システムの考え方の「③ 現に設置している電子計算機、周辺機器及びネットワーク並びにこれらで使用するソフトウェアを運用するための経常的な経費が1億円以上の情報システム」に該当するため選定した。

### 第3 業務・システムの対象範囲

対象とする政治資金・政党助成関係業務は、次のとおりとし、対象とするシステムは、政治資金規正法や政党助成法に基づく各種届出書類や収支報告書等の提出に関する手続きをオンラインにより行えるようにするための機能及び次の業務を支援するための機能を有する「政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム」とする。

- ①政治資金規正法や政党助成法に基づく各種届出書類の受理、形式審査、告示及び台帳管理等
- ②政治資金規正法に基づく収支報告書や政党助成法に基づく使途等報告書の受理、形式審査、要旨の公表及び閲覧に供するための業務等

### 第4 スケジュール

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度～
見直し方針及び最適化計画策定		H20.7 見直し方針策定 H20.12 最適化計画策定		
現システム		H21.12まで 現システム運用		
新システム		新システム構築業者調達	新システム設計・構築	H22.1から 新システム運用

#### 見直し方針及び最適化計画策定期間

見直し方針の策定期間については2008年（平成20年）7月、また、最適化計画の策定期間については2008年（平成20年）12月とする。

### 第5 見込まれる費用及び効果

#### 1 保守・運用経費の削減

現行システムは、「全国共同利用センター」に設置された16台のサーバ等の機器類と各種ソフトウェアにより構成されており、システム全体の安全性・信頼性の確保に万全を期す観点から、システム監視とセキュリティ監視については、24時間365日体制で実施している。

新システムの構築に際しては、想定されるデータ量やこれまでのサーバの使用実績等を踏まえた機器構成の見直しやセキュリティ監視のサービスレベルの見直し等を行い、保守・運用経費の削減を図る。

#### 2 オンライン申請の利用拡大に伴う業務効率化

平成 19 年 12 月の政治資金規正法の一部改正により、平成 22 年 1 月以降は、国会議員関係政治団体について、収支報告書等のオンラインによる提出の努力義務が定められるとともに、オンラインで提出する場合には都道府県選挙管理委員会を経由することを要しない旨定められた。また、国会議員関係政治団体については、平成 21 年分の収支報告書から、収支報告書での明細（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）の記載及び領収書等の写しの添付の基準が人件費以外の経費まで拡大されるとともに、1 件当たり 1 万円超に引き下げられたことから、平成 21 年分の収支報告書の提出が始まる平成 22 年 1 月以降、収支報告書を作成する政治団体側の事務量と提出された収支報告書の形式審査を行う総務省の事務量が大幅に増加することが予想される。

このような中、会計帳簿・収支報告書作成ソフト（平成 20 年度に開発する会計帳簿と連動して自動的に収支報告書を作成でき、かつ、オンラインで提出することができるソフト）を利用したオンラインによる収支報告書の提出が拡大すれば、両者の負担が大幅に軽減されることが期待できる。